

令和7年度人権啓発に関するパネル展等業務 委託に関する公募型プロポーザル募集要領

1 基本方針

地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有することを「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に明記されており、甲府市においても次の視点に立って人権啓発や人権教育の事業実施を進める。

- (1) 地域に密着し、地域の実情を踏まえた活動が大切であり、甲府市内若しくは山梨県内での人権活動などが反映されたものであること。
- (2) 人権啓発や人権教育についての知識の普及だけでなく、市民や子ども達が人権尊重の理念を真に自分のものとして身につけられる視点があること。
- (3) 人権問題が今後ますます複雑化、国際化する傾向にあり、人権啓発には幅広い視点であること。
- (4) 政治的、教育的中立性や宗教に関係しないことなどの立場であること。

令和7年度においては、人権啓発活動を実施するため、一般市民の目に触れやすい公民館を主な会場とした人権啓発に関するパネル展及び人権啓発映画上映会の実施を計画したところである。実施に当たっては人権啓発活動を行っている事業所や団体などの専門的知識や技術を活用した業務委託とする。

2 公募する業務委託の内容

本市における人権啓発に関するパネル展等業務委託内容については、次のとおりとする。

(1) 人権啓発に関するパネル展の実施

人権啓発に関するパネル展の実施については、「人権啓発パネル展開催予定表」(資料1)のとおりとし、同期間内に2ヶ所で人権啓発に関するパネル展を開催する。

人権パネル展用写真の枚数については、開催場所により異なるが1ヶ所50枚程度とする。

(2) 人権啓発映画の上映会の実施

人権啓発に関するパネル展における人権啓発映画の上映会については、「人権啓発映画会開催予定表」(資料1)のとおりとし、人権啓発用の映画ソフト

(著作権等、一般市民に対する上映が可能なソフト) を上映する。

上映時間については、子ども用映画は1タイトル30分程度、一般用映画は1タイトル1時間程度とし、本市が希望する2タイトル以上の上映を行うこととする。

(3) 委託料

委託料の上限額を年額3, 147, 962円(税込金額)とし、応募者が提案価格書に記載した金額とする。

3 応募方法

(1) 提出書類(本市ホームページからダウンロード可)

- ・参加申請書及び関係する添付書類
- ・提案価格書及び関係する添付書類
- ・誓約書

※提出書類は1部とする。

(2) 提出期間及び提出場所

- ・提出期間

令和7年4月9日(水)から令和7年4月23日(水)まで
午前8時30分から午後5時まで

- ・提出場所

甲府市市民部市民総室人権男女参画課人権係(本庁舎4階)
甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5120(直通)

※注意事項

- ①提出は持参、郵送(必着)またはFAXとする。期日を経過した場合は、書類の受付はしない(郵送またはFAXにて提出する場合は、電話にて書類到着の確認をすること)。
- ②必要書類に不備があるものは受理しない。
- ③提出期限以降における差替え及び再提出は、原則として認めない。
- ④提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

4 参加資格

- (1) 甲府市内に事務所等を設置し、人権啓発活動を実施している法人又は団体であること。
- (2) 政治的、教育的中立性を確保し、宗教に関係しない法人又は団体であること。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難される関係のない者であること。

5 仕様について

- (1) 2ヶ所同時開催が可能な人権パネル展用写真（肖像権等、一般市民に対する展示が可能なもので、1会場50枚程度）を展示すること。
- (2) 人権啓発パネル展の開催期間中は必ず1名の監督員を常駐させること。
- (3) 人権啓発用の映画ソフト（著作権等、一般市民に対する上映が可能なソフト）を上映すること。
- (4) 人権啓発パネル展示等を補助するための人権啓発にふさわしい啓発用資料を配布すること。
- (5) 入場料や参加費等の徴収は行わないこと。
- (6) 本市が計画している「人権啓発パネル展開催予定表」、「人権啓発映画会開催予定表」（資料1）に従い事業が実施できること。

6 応募に係る質問

応募に係る質問がある場合は、別紙「質問票」（本市ホームページからダウンロード可）を令和7年4月16日（水）午後5時までに持参、郵送（必着）またはFAXすることとし、口頭での質問は受け付けない。

なお、質問内容が、公平、公正な審査を妨げるものについては、回答しない。

質問内容及び回答については、令和7年4月21日（月）午後5時までに随時本市ホームページに公開する。

7 参加資格の審査

(1) 審査方法

- ①審査は、提出書類による書類審査とする。
- ②必要がある時は、ヒアリングを行う。
- ③社会通念上、事業を行うことに支障があると認められる場合は、参加資格なしとすることがある。
- ④審査内容に関しての照会等には応じない。

(2) 審査結果

審査結果については、応募された全法人及び団体に令和7年5月7日（水）に文書で発送する予定である。

8 その他

この要領に示した参加資格のない者の行った応募、申請書又は資料に虚偽の記載

をした者の行った応募及び公募に関する条件に違反した応募は無効とする。

なお、業務委託参加資格有の決定を受けた者であっても、4に掲げるいずれか要件を満たさなくなった者で行った契約は無効とする。

9 問い合わせ先

〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市役所 本庁舎 4階

甲府市市民部市民総室人権男女参画課人権係

TEL 055-237-5120（直通）

FAX 055-222-2062